

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）の事業主であり、平成〇年〇月〇日付けで労働局長から労災保険法第34条に基づく、第一種特別加入者（中小事業主等）の承認を受けている者である。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、会社において脚立を使用しパソコンの配線作業を行っていたところ、バランスを崩し脚立から転落した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D病院に受診したところ「右踵骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、以後、療養・休業するに至った。

請求人は、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病については、特別加入者としての業務遂行性が認められないため、業務上の災害には該当しないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 労災保険法第34条第1項1号及び2号において、中小事業主等であっても、特別加入について政府の承認があれば、当該事業に使用される労働者とみなされ、中小事業主等が業務上負傷し、若しくは疾病にかかった場合には、災害補償の事由が生じたものとみなして、本来の労働者と同様の内容の保険給付が支給されると規定している。

中小事業主等の特別加入者の業務災害の認定基準（昭和50年11月14日付け基発第671号、平成14年3月29日付け基発第0329008号。以下「認定基準」という。）については、決定書別紙に掲げるとおりであり、当審査会は、その取扱いを妥当であると思料するものである。

(2) 請求人は、会社の事業主であったところ、平成〇年〇月〇日付けで同月〇日を特別加入を希望する日として、労働者災害補償保険特別加入申請書（中小事業主等）2通（①自動車整備に関する業務全般を業務内容とするもの及び②電話等の設備工事に関する業務全般を業務内容とするもの）をE会を經由して、労働局長に申請し、特別加入が認められた。

労働時間については、自動車整備に関する業務に関しては、午後7時～翌日午前1時で休憩時間は1時間とし、電話等の設備工事に関する業務に関しては、午前8時～午後5時と午前9時～午後6時の2交代制で各勤務の休憩時間は1時間としている。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け電話録取書において、本件災害当日は、建

設業の仕事の週1回の休みの日であり、自動車整備業の仕事を行う日であったこと、また、アルバイトはいるものの、当日は自分一人で仕事をしていた旨述べている。さらに、請求人は、同年〇月〇日付け電話録取書においても、1週間のうちほとんどは建設業を行っているが、1日休みとしている日があり、そういう日は日中に自動車の方の仕事をすることもある旨述べている。ところが、請求人は、同年〇月〇日付け聴取書においては、本件災害当日に行っていた電話及びパソコンの配線作業は、自動車整備業としての仕事ではなく、電話等の設備工事業としての仕事である旨述べている。

当審査会としては、請求人は当初一貫して、本件災害当日は建設業の週1回の休日に自動車整備の仕事をしていたものである旨申述しており、その内容は信ぴょう性が高いと考えられることから、当日は自動車整備業務を行う日であったと考えることが相当であると判断する。したがって、日中における当該業務は上記(2)の労働時間では、所定労働時間外となり、また、一人で仕事をしていたとの請求人の申述から、アルバイトの労働者が時間外労働をしていたために同業務に従事していたとも認められないことから、業務遂行性があったとは認められないものとなる。

この点、後に請求人が主張を変えたように、電話等の設備工事業（請求人が言うところの建設業）としての仕事をしていたものであったとしても、上述のとおり、当日は休日であったと判断されるどころであり、また、アルバイトの労働者も出勤していないことから、業務遂行性があったとは認められないものである。

以上のとおり、当審査会は、認定基準に照らして、自動車整備業及び電話等の設備工事業（建設業）のいずれにおいても、決定書理由第2の2の(2)のオ及びカで説示するとおり、業務遂行性は認められないとの審査官の結論は妥当であると判断する。

したがって、請求人の本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められないものである。

- (4) なお、請求人の提出したアルバイトFの領収書については、押印もなくその信ぴょう性には疑義があり、また、仮に領収書に記入された日にFを雇っていたとしても、上記(3)の本件災害当日における請求人の就業状況等に鑑み、上記判断は左右されない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。